

第4次

# 熊本県男女共同参画計画





## はじめに

平成14年に施行した「熊本県男女共同参画推進条例」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することとしていますが、依然として固定的性別役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が存在するなどの課題が見受けられます。

近年、人口減少や少子高齢化、家族や地域社会の多様化など、私たちを取り巻く環境が急速に変化している中、政府は女性の活躍を主要施策として位置づけ、昨年9月には『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』を施行しました。また、12月には男女がともに充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会の実現をめざすため、新たに『男性中心型労働慣行等の変革』などの項目が設けられた「第4次男女共同参画基本計画」も閣議決定されています。

このような状況を踏まえ、今回の県計画では、女性の活躍推進には、『企業の成長や人口減少に対応する手段というだけでなく、その根底に人権尊重や平等の視点がなければならない』という思いのもと、『男女がともに自立し支え合う、多様性に富んだ活力ある社会を実現する』ために、「意識・社会基盤の改革」「安全・安心な暮らしの実現」により、「あらゆる分野における女性の活躍を推進」することとしています。

この男女共同参画社会を実現していくためには、県や市町村はもとより、県民や事業者の皆様の一丸ひとりの主体的な取組が重要となりますので、今後とも皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたって御審議いただいた熊本県男女共同参画審議会委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成28年3月

熊本県知事 蒲島郁夫

# 目次

## 第4次 熊本県男女共同参画計画

第1章	第4次熊本県男女共同参画計画策定の趣旨	1
第2章	第3次熊本県男女共同参画計画の成果と課題	1
第3章	男女共同参画社会実現に向けた新たな動き	6
第4章	第4次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方	7
	1 計画の位置付け	7
	2 計画期間	8
	3 基本目標	8
	4 重点目標	8
	5 第4次熊本県男女共同参画計画の体系	9
第5章	重点目標と施策の基本方向	10
	<b>重点目標1</b> あらゆる分野における女性の活躍推進	10
	〈施策方針〉	
	1 あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大	13
	2 就業や雇用分野における男女共同参画の推進	14
	3 農林水産業における男女共同参画の推進	15
	4 地域社会における男女共同参画の推進	16
	5 柔軟で多様な働き方の支援	16
	<b>重点目標2</b> 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革	17
	〈施策方針〉	
	1 意識改革に向けた広報・啓発の推進	18
	2 社会制度や慣行の見直し	19



3	男性の働き方改革	19
4	女性の継続就労支援	20
5	子育て支援体制等の充実	20

<b>重点目標 3</b>	安全・安心な暮らしの実現	21
---------------	--------------	----

#### 〈施策方針〉

1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	22
2	生涯を通じた女性の健康支援	24
3	安心して暮らせる環境整備	24
4	女性視点を反映した地域の防災力向上	25

<b>重点目標 4</b>	推進体制の充実・連携強化	27
---------------	--------------	----

#### 〈施策方針〉

1	県・市町村の推進体制の強化、国との連携	27
2	県民、各種団体等との連携	28
3	国際的な協調及び貢献	28

<b>第6章</b>	男女共同参画計画に掲げる指標（成果目標及び参考指標）	29
------------	----------------------------	----

<b>第7章</b>	資料編	33
------------	-----	----

1	男女共同参画社会づくりに向けた施策一覧	33
2	男女共同参画社会づくりの国内外の動き	38
3	第4次熊本県男女共同参画計画関連用語解説	43
4	男女共同参画社会基本法	45
5	熊本県男女共同参画推進条例	51
6	熊本県男女共同参画審議会第7期委員名簿	56



## 第1章

# 第4次熊本県 男女共同参画計画策定の趣旨



男女共同参画社会の実現は、性別にかかわらずすべての人がその個性と能力を十分に発揮することができる社会を作ることであり、県民一体となって取り組むべき課題として、熊本県では、平成6年（1994年）に男女共同参画社会の形成をめざすための指針となる、「ハーモニープランくまもと」（計画期間：H6年～H12年度）を策定し、取組体制を確立しました。

平成13年（2001年）には、「熊本県男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）」を制定し、男女共同参画に取り組むに当たり、私たち県民がいつも心がけなければならない基本理念などを定めています。

併せて、平成11年（1999年）に施行された男女共同参画社会基本法に基づき熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）を策定し、平成18年（2006年）の改訂を経て、第3次熊本県男女共同参画計画（計画期間：H23年～H27年度）により、計画的かつ総合的に施策及び事業を実施してきました。

このたび、これまでの成果と課題及び新しい動き等を踏まえた第4次熊本県男女共同参画計画（計画期間：H28年～H32年度）を策定し、さらなる男女共同参画社会づくりを推進します。

## 第2章

# 第3次熊本県 男女共同参画計画の成果と課題



条例では、基本目標である「男女がともに自立し、支えあう社会の実現」をめざすために、『①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調、⑥県、県民、事業者及び市町村の協働』の6つの基本理念を示しています。

この基本理念に則り、第3次熊本県男女共同参画計画では、施策の基本方向と主要施策を盛り込んだ5つの重点目標について34の成果目標を設定し、毎年度施策の評価による計画の進捗管理を行ってきました。

上記5つの重点目標にかかる取組の成果と課題について、以下のとおり総括します。

## 重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識の改革

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解することが重要であり、県では、学校、地域、職場等においてさまざまな啓発活動を実施しています。

その結果、『男は仕事、女は家庭』などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）に「同感しない」「どちらかといえば同感しない」と回答した県民の割合は計画策定時より増加していますが、年齢層が高いほど根強く残っている傾向にあることから、今後も引き続き社会の慣習や実態を是正するため、あらゆる場面において広報・啓発を進めていく必要があります。

## 重点目標2 人権の尊重と健康に配慮した社会づくり

セクシュアルハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（以下DV）、ストーカー行為及び性犯罪など、女性に対する暴力や人権侵害の根絶に向けて、県ではさまざまな支援を行ってきています。

しかし、ストーカーの認知件数は増加していますので、今後一層の関係機関による連携を強化し、県内各地域における相談窓口の存在を周知するなどの取組が重要です。

また、児童虐待相談件数も増え続けているという現状から、困難を抱える家庭への支援を通じた子どもの人権及び健康などを守る取組をさらに推進し、すべての人にとって生きやすい社会づくりをめざす必要があります。

## 重点目標3 さまざまな分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、これまで男性中心になりがちだった政策・方針決定過程の場に女性の参画が進むことが重要です。

県や市町村では、審議会等への女性の登用について積極的に取り組んできた結果、登用率はゆるやかに伸びているものの、平成27年度の県の登用率は37.2%、市町村においては21.8%であるため更なる推進を図る必要があります。

また、民間企業における管理職（係長以上）に占める女性の割合は、未だ十分とはいえない状況であること、また、地域社会においても女性の自治会長やPTA会長などは極めて少

ないこと等から、あらゆる政策・方針決定過程の場への女性の参画を更に促進していく必要があります。

#### 重点目標4 仕事と生活の調和が図れる環境づくり

男女共同参画社会を実現するために重要となる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、企業における認知度は少しずつ高まっているものの、まだ40%台で推移している状況です。

また、本県における夫婦の生活時間の調査では、妻が専ら家事・育児・介護等を行っている場合、家事等にかかる時間は8時間弱、共働きの妻では4時間を超えているのに対して、夫は共働き世帯・専業主婦世帯にかかわらず35分前後です。男性の育児休業取得率が計画策定時より低下していることも含め、女性の負担軽減は進んでいないことを示しています。

女性が結婚や出産後継続して働き続けるためには、就業条件の整備や子育て・介護支援策の充実に加えて、男性の家庭生活や地域活動への参画を進めることが必要です。そのためには、ワーク・ライフ・バランスの視点に立って働き方を見直し、男女がともに支えあいながら、仕事と生活を両立していくことの重要性を社会全体にさらに浸透させていく必要があります。

なお、国の第4次男女共同参画基本計画の策定においても、男性の働き方や女性の継続就労に関する取組等が大きく取り上げられ、これまで以上に幅広い施策が展開されることとなっています。

#### 重点目標5 推進体制の充実・連携強化

男女共同参画社会づくりを進めるためには、県及び市町村の推進体制の整備と、関係者が連携した積極的な取組が必要であり、職員一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、男女共同参画の視点を持って関連施策を進めていくことが重要です。

また、男女共同参画計画については、住民に最も身近な市町村で計画的・総合的に取り組むことが重要ですが、これらの取組については、行政だけで進めるのではなく、企業、各種団体及び県民すべてが連携を図り、各々が実践する事業をより効果的に推進していく必要があります。

## 男女共同参画計画に掲げる成果目標及び参考指標の実績一覧

### 成果目標

それぞれの分野における具体的施策を総合的に実施することにより、平成27年度目標の達成をめざすデータです。

指 標	計画策定時の値	H26実績	指標の 動向 (※1)	H27目標
<b>① 男女共同参画の視点に立った意識の改革</b>				
性別によって役割を固定する考え方に同感しない県民の割合	70.3%(H22.5)	71.1%	↑	持続的に増加させる
「男女共同参画社会」という用語の周知度	56.9%(H21.12)	56.5%	↓	100%
男女共同参画センターのホームページ年間アクセス件数	9,517件(H21)	31,742件	↑	12,000件
男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校(公立小・中・高校)の割合	小中学校	71.8%(H22.3)	↑	80.0%
	高校	39.1%(H22.3)	↑	70.0%
<b>② 人権の尊重と健康に配慮した社会づくり</b>				
DVの認知度(言葉だけではなく内容まで知っている人の割合)	62.7%(H21.12)	67.1%	↑	100%
全高等学校、特別支援学校及び高等専門学校におけるDV未然防止教育事業実施校の割合	59.6%(62/104校)(H23.3)	79.1%(83/105校)(H27.3)	↑	100%
健康づくり事業を実施する市町村老人クラブ数	35市町村老人クラブ(H21)	45市町村老人クラブ(H25)	↑	45市町村老人クラブ
障がい者の法定雇用率を達成している民間企業の割合	59.0%(H22)	52.7%	↓	64.0%
母子家庭等就業・自立支援センターの支援による就業者数	71人(H22.3)	61人(H27.3)	↓	85人
子宮がん(子宮頸がん)・乳がん検診受診率(※2)	子宮がん検診	43.4%(H22)	↑	50.0%(H24)
	乳がん検診	47.8%(H22)	↑	
妊娠満11週以内の妊娠届出率	72.0%(H21.3)	91.4%(H25.3)	↑	100%
<b>③ さまざまな分野における男女共同参画の推進</b>				
教職員における管理職に占める女性の割合	小学校	13.4%(H22.5)	↑	全国平均を目指す ※参考:H26全国平均 小学校 20.5% 中学校 7.0% 高校等 10.7%
	中学校	3.5%(H22.5)	↑	
	高校等	8.2%(H22.5)	↑	
県の審議会等における女性委員の登用率	33.0%(H22.3)	37.2%	↑	40.0%
県役付職員全体における女性役付職員の割合	15.4%(H22.4)	18.9%(H27.4)	↑	20.6%
市町村の審議会等委員に占める女性の割合	20.1%(H22.3)	21.8%	↑	30.0%
ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に取り組む企業の割合	22.1%(H21)	32.2%	↑	45.0%
家族経営協定締結農家数	2,929戸(H22.3)	3,570戸	↑	3,700戸
女性委員が登用されていない農業委員会数	10(H22.10)	10(H27.3)	→	0
女性認定農業者数(単独申請+夫婦共同申請)	721人(H22.3)	1,155人	↑	1,100人
一人当たり販売金額100万円以上の農村女性起業グループ数の割合	21.6%(H22.3)	22.4%	↑	25.0%
男女共同参画地域リーダー活動市町村の割合	91.1%(H22.3)	100%	↑	100%
<b>④ 仕事と生活の調和が図れる環境づくり</b>				
ワーク・ライフ・バランスの認知度	26.7%(H21)	42.7%	↑	76%
病児・病後児保育事業実施市町村数	15市町村(H22.10)	27市町村	↑	31市町村(H26)
保育所入所待機児童数(保育所を指定して待機している方は含まない)	465人(H22.10)	1,198人(H26.10)	↓	0人(H26)
放課後児童クラブ(学童保育)実施箇所数	313箇所(H22.4)	341箇所	↑	367箇所(H26)
ファミリー・サポート・センター実施箇所数	22箇所(H22.10)	27箇所	↑	27箇所(H26)
格付対象で常時10人以上の労働者を使用している事業者中、就業規則において育児休業制度及び介護休業制度を明記している者の割合	68.2%(H23.1) 2課合算	75.2%	↑	100%
男性の育児休業取得率	2.4%(H21)	1.6%	↓	8.0%
<b>⑤ 推進体制の充実・連携強化</b>				
男女共同参画計画策定済市町村の割合	48.9%(H22.4)	100%	↑	100%
男女共同参画推進員活動市町村の割合	53.3%(H22.4)	51.1%	↓	100%

(※1)「指標の動向」欄は、「計画策定時の値」と「平成26年度実績」の比較を表しています。

(※2)平成24年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」において①調査対象及び②調査方法に変更があったため、計画策定時の値及び平成27年度目標を変更しました。変更点①調査対象は40歳以上(子宮がんは20歳以上)→40歳～69歳(子宮がんは20歳～69歳)②調査方法は過去1年間の検診受診率→過去2年間の検診受診率

**参考指標** 県が男女共同参画を推進するに当たって、推移をフォローアップする各種データです。

指 標		計画策定時の値	H26実績
<b>① 男女共同参画の視点に立った意識の改革</b>			
熊本県における男女の地位の平等感で「男性が優遇されている」と感じる人の割合		63.5% (H21.12)	61.5%
熊本県における大学等進学率	男性	39.5% (H22.3)	40.5% (H26.3)
	女性	45.1% (H22.3)	49.8% (H26.3)
<b>② 人権の尊重と健康に配慮した社会づくり</b>			
配偶者からDV被害を受けたことのある女性の割合		26.2% (H21.12)	21.6%
熊本県内の主な相談窓口におけるDV相談件数		3,381件 (H22.3)	4,591件
DV防止法に基づく一時保護件数		68件 (H21)	64件
熊本県における人口10万人あたりの自殺者数		26.7人 (H21)	18.6人
人工妊娠中絶実施率		10.9% (H21)	9.8% (H25)
妊娠とこころの相談における相談件数		123件 (H21)	505件
<b>③ さまざまな分野における男女共同参画の推進</b>			
地方議会（県・市町村）における女性議員の割合	県	6.1% (H20.12)	4.3% (H26.12)
	市	7.3% (H20.12)	8.9% (H26.12)
	町村	4.4% (H20.12)	5.7% (H26.12)
市町村における女性役付職員の割合		23.0% (H22.4)	24.8% (H27.4)
民間企業における管理職（係長以上）に占める女性の割合		20.6% (H21)	26.8%
県の新規採用職員に占める女性の割合		34.5% (H22.4)	42.3% (H27.4)
熊本県の正社員における所定内賃金の男女格差		75.8% (H21)	74.9%
セクシュアル・ハラスメント相談件数		233件 (H20)	245件 (H25)
男女別平均勤続年数	男性	11.6年 (H21)	12.4年
	女性	9.8年 (H21)	9.2年
JA理事における女性の割合		7.5% (H22.3)	7.7% (H27.3)
農業委員に占める女性委員の割合		7.1% (H22.9)	8.3% (H27.3)
森林組合理事における女性の割合		1.0% (H22.8)	1.0% (H26.11)
消防団員における女性の割合		1.6% (H22.4)	2.1%
自治会長に占める女性の割合		2.1% (H22.4)	2.6% (H27.4)
公立小・中・高等学校PTA会長に占める女性の割合		6.1% (H22.9)	7.3% (H26)
<b>④ 仕事と生活の調和が図れる環境づくり</b>			
年間総実労働時間数（一般労働者）		1,868時間 (H20)	1,860時間
年次有給休暇取得率		44.8% (H22.3) (7.8日/17.4日)	42.8% (7.4日/17.3日)
<b>⑤ 推進体制の充実・連携強化</b>			
男女共同参画宣言市町村数		9市町 (H22.4)	11市町村
男女共同参画条例策定済市町村の割合		28.9% (H22.4)	42.2% (H27.4)
男女共同参画社会をめざす団体数		70団体 (H22.4)	69団体

## 第3章

# 男女共同参画社会実現に向けた 新たな動き



## 1 国の動き

近年、経済や情報のグローバル化に伴う諸外国との競争激化、国内の人口減少や少子高齢化等により家庭生活や地域社会が多様化し急速に変化する中、長期停滞に陥っている経済状況を安定した成長軌道に乗せ、豊かさを実感できる社会を実現する必要があります。

そのため、国は「日本再興戦略（平成25年6月策定）」の中核に「女性の活躍」を位置づけ、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉えた取組を推進するとともに、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」を公布・施行しました。

本法においては、女性の登用を促すため、大企業や国、地方自治体に数値目標の設定や公表が義務付けられています。

また、平成27年度は第3次男女共同参画基本計画の最終年度であるため、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」などを基本方針とする、平成28年度から5年間の第4次男女共同参画基本計画の策定が行われたところです。

## 2 本県の動き

本県においても、平成26年8月、県内の経済界をはじめとする関係機関・団体など産学官の多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、女性の活躍を更に加速化させるため、企業トップセミナーや女性経営参画塾、女性の起業セミナーなどさまざまな事業を進めています。

この会議は、経済・労働分野における女性の社会参画加速化の施策を本県における男女共同参画のリーディングプロジェクトとして位置付けており、事業所等で働く女性の社会参画の加速化及び男女がともに個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを推進していくことで、本県のあらゆる分野に波及していくことをめざしています。

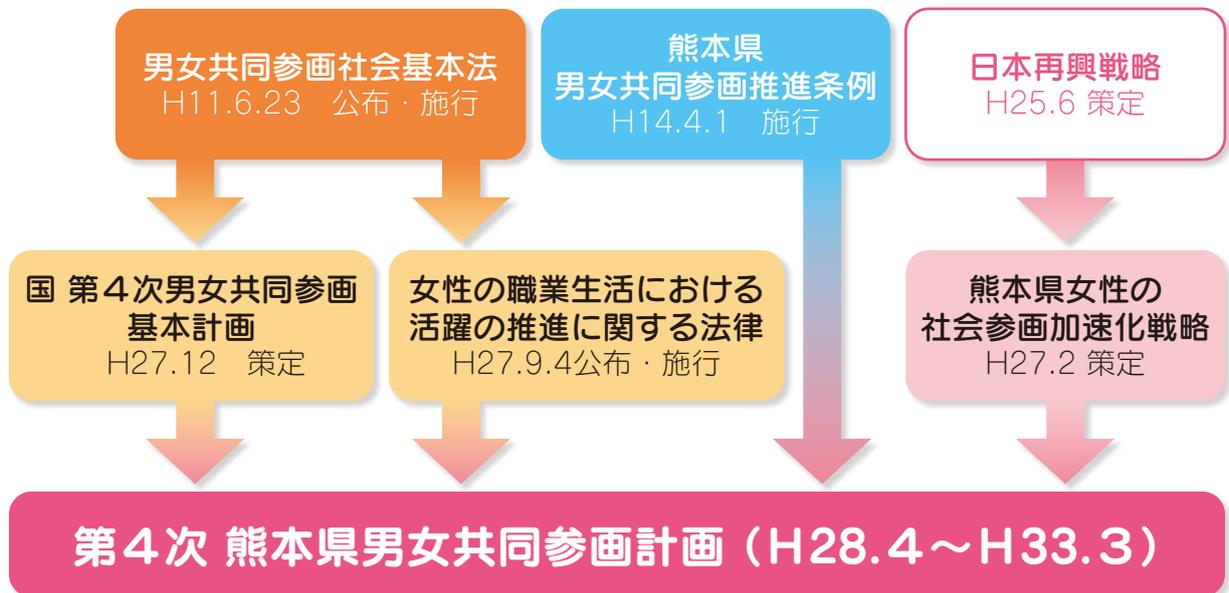
また、当会議においては、女性の社会参画を加速化するうえでの課題である「男女の固定的性別役割分担意識」、「出産・育児に伴う女性の退職」、「役員・管理職への登用の低さ」などに対応し、『熊本が変わる』ため、『企業、女性・男性、社会が“変わる”』という視点で、各参加団体が連携して取り組む施策・事業等を取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を平成27年2月に策定しました。

## 第4章

# 第4次熊本県男女共同参画計画の 基本的な考え方

## 1 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び熊本県男女共同参画推進条例第15条の規定に基づく、県における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画であり、国の第4次男女共同参画基本計画及び熊本県女性の社会参画加速化戦略等を踏まえて策定しました。



## ～第4次計画関連の主な計画等～

- 幸せ実感くまもと4力年戦略
  - くまもと子ども・子育てプラン
  - 熊本県労働・人材育成計画
  - くまもと「夢への架け橋」教育プラン
  - 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進構想
  - 熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン
  - 熊本県地域福祉支援計画
  - 熊本県特定事業主行動計画
  - 熊本県保健医療計画
  - 熊本県DV対策基本計画
  - 熊本県健康増進計画
  - 熊本県人権教育・啓発基本計画
  - 熊本県障がい者計画
  - 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画
- など

## 2 計画期間

平成28年4月から平成33年3月までの5カ年間

## 3 基本目標

### 『男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会の実現』

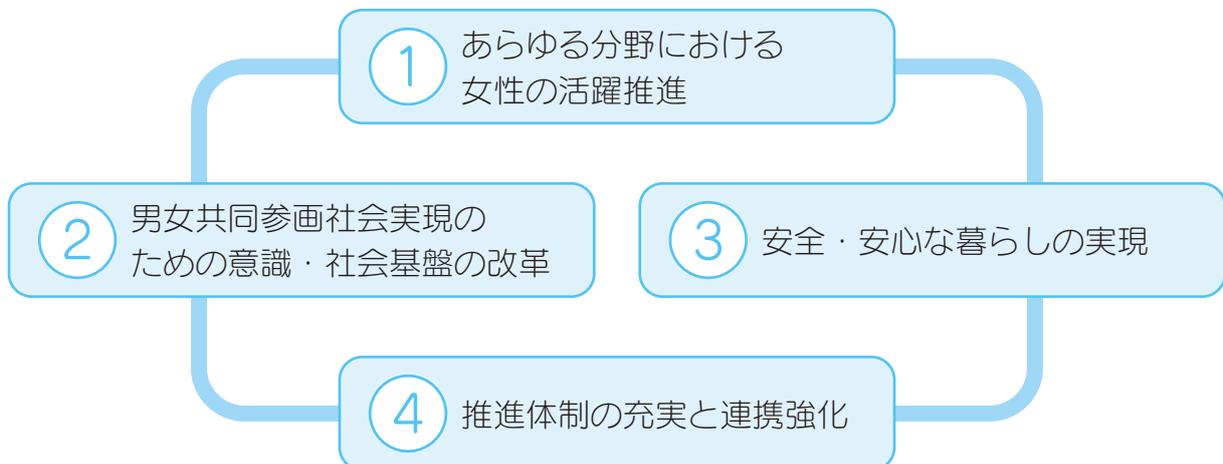
第3次熊本県男女共同参画計画の基本目標である「男女がともに自立し、支え合う社会の実現」及び、本県における男女共同参画のリーディングプロジェクトと位置付け策定した『熊本県女性の社会参画加速化戦略』の方向性「①固定的性別役割分担意識のない社会、②男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合う社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会」を踏まえて、第4次熊本県男女共同参画計画の目標とします。

## 4 重点目標

急激に地域社会が変化する中で、男女がともに自立し支え合う、多様性に富んだ活力ある社会を実現するためには、政治・行政、経済・雇用及び農林水産分野並びに地域での「あらゆる分野における女性の活躍の推進」が重要となります。

そのためには、大きな阻害要因である固定的性別役割分担の解消だけでなく、長時間労働に対する男女の意識の変革、特に男性中心型労働慣行から脱却し、男性の働き方・暮らし方を抜本的に見直すとともに、子育て環境等の社会基盤も変える必要があります。

一方で、男女が互いに相手を思いやり支えあうためには、県民すべてが安全に安心して暮らせる社会の実現が必要であり、国、県及び市町村が連携するとともに、企業、県民並びに各種団体の組織的な対応が不可欠です。



## 5 第4次熊本県男女共同参画計画の体系

**基本目標** 男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会の実現

【重点目標及び主要な施策】

重点目標	施策の基本方向	主要施策
① 女性の活躍推進 あらゆる分野における	(1)あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大	①政治や行政分野における意思決定への女性の参画拡大 ②企業における役員や管理職等への女性の積極的な登用や人材育成
	(2)就業や雇用分野における男女共同参画の推進	①女性の営業、企画、研究・開発等及び生産分野への進出支援 ②女性の積極的な採用と公平なチャレンジ機会の付与等の促進 ③女性の活躍を推進するための一般事業主行動計画の策定支援や自主宣言の推進 ④女性の積極的な能力開発、ネットワークづくりの支援
	(3)農林水産業における男女共同参画の推進	①農林水産分野における意思決定への女性の参画拡大 ②経営への女性の主体的参画の推進 ③女性の参画による6次産業の展開及び起業化支援
	(4)地域社会における男女共同参画の推進	①女性の活動分野の拡大 ②地域におけるリーダーの育成
	(5)柔軟で多様な働き方の支援	①女性の起業支援 ②多様な働き方による活躍促進
② 男女共同参画社会実現のための 意識・社会基盤の改革	(1)意識改革に向けた広報・啓発の推進	①固定的性別役割分担意識の解消 ②ワーク・ライフ・バランスの理解と促進 ③男女共同参画教育の充実とキャリア教育の推進 ④メディアにおける男女共同参画の推進
	(2)社会制度や慣行の見直し	
	(3)男性の働き方改革	①長時間労働の見直し ②家庭・地域への積極的参画の推進 ③男性の多様な働き方による仕事と家庭の両立支援
	(4)女性の継続就労支援	①企業等における妊娠・出産・育児に伴う就業環境整備の推進 ②企業等が実施する復帰プログラムへの支援 ③ライフステージに応じた再就職・復職支援
	(5)子育て支援体制等の充実	①保育所等における待機児童の解消 ②ニーズに応じた子育て支援の充実 ③放課後児童クラブの拡充と質の向上
③ 安全・安心な暮らしの実現	(1)女性に対するあらゆる暴力の根絶	①DV被害者に対する支援や、若年層へのデートDVに関する予防啓発の推進 ②性暴力被害者及びストーカー等への対応の充実 ③ハラスメントを許さない社会づくりの推進
	(2)生涯を通じた女性の健康支援	①ライフステージに応じた健康の包括的な支援 ②妊娠・出産等に関する健康支援
	(3)安心して暮らせる環境整備	①貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援 ②子どもに対する共同参画社会づくりの推進 ③高齢者、障がい者、外国人及び性的指向や性同一性障がいを理由として困難を抱える人々が、安心して暮らせる男女共同参画社会づくりの推進
	(4)女性視点を反映した地域の防災力向上	①防災分野における女性の参画拡大
④ 推進体制の充実・連携強化	(1)県・市町村の推進体制の強化、国との連携	①県における推進体制づくり ②県職員・教職員等の意識啓発 ③市町村における推進体制 ④国との連携
	(2)県民、各種団体等との連携	
	(3)国際的な協調及び貢献	

## 第5章

# 重点目標と施策の基本方向



### 重点目標 1

## あらゆる分野における女性の活躍推進

### 〈現状と課題〉

すべての人がその個性と能力を十分に発揮し、男女がともに仕事と生活を両立できる男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが自らの意思に基づき、自信と誇りを持って職場・家庭・地域などあらゆる分野に参画し活躍できることが重要です。

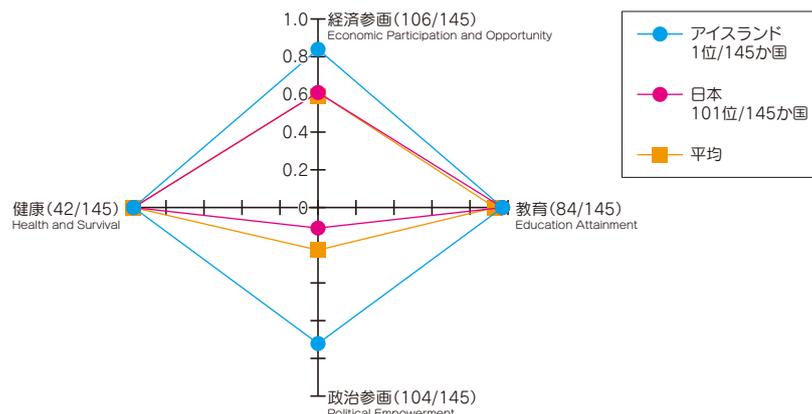
国際連合の統計による『人間開発指数』で日本は、188カ国中20位と世界でも上位に位置しています（図表1）が、世界経済フォーラムが公表している政治や経済分野等への女性の参画を示す『ジェンダー・ギャップ指数』では、145カ国中101位と下位に位置していません（図表2）。これは、高等教育を受けた人材、特に女性の能力を活かしきれていないということを示しています。

#### ※人間開発指数とは…

「長寿で健康な生活」、「知識」、「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国民総所得を用いて算出している。

#### ※ジェンダー・ギャップ指数とは…

各国内の男女間の格差を数値化したもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。



【図表1、2 人間開発指数（HDI）、ジェンダー・ギャップ指数（GGI）における日本の順位】

人間開発指数			ジェンダー・ギャップ指数		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.944	1	アイスランド	0.881
2	オーストラリア	0.935	2	ノルウェー	0.850
3	スイス	0.930	3	フィンランド	0.850
4	デンマーク	0.923	4	スウェーデン	0.823
5	オランダ	0.922	5	アイルランド	0.807
6	ドイツ	0.916	6	ルワンダ	0.794
	アイルランド	0.916	7	フィリピン	0.790
8	米国	0.915	8	スイス	0.785
9	カナダ	0.913	9	スロベニア	0.784
	ニュージーランド	0.913	10	ニュージーランド	0.782
11	シンガポール	0.912	11	ドイツ	0.779
12	香港(SAR)	0.910	12	ニカラグア	0.776
13	リヒテンシュタイン	0.908	13	オランダ	0.776
14	スウェーデン	0.907	14	デンマーク	0.767
	英国	0.907	15	フランス	0.761
16	アイスランド	0.899	:	:	
17	韓国	0.898	:	:	
18	イスラエル	0.894	101	日本	0.670
19	ルクセンブルク	0.892	:	:	
20	日本	0.891	:	:	
:	:		115	韓国	0.651

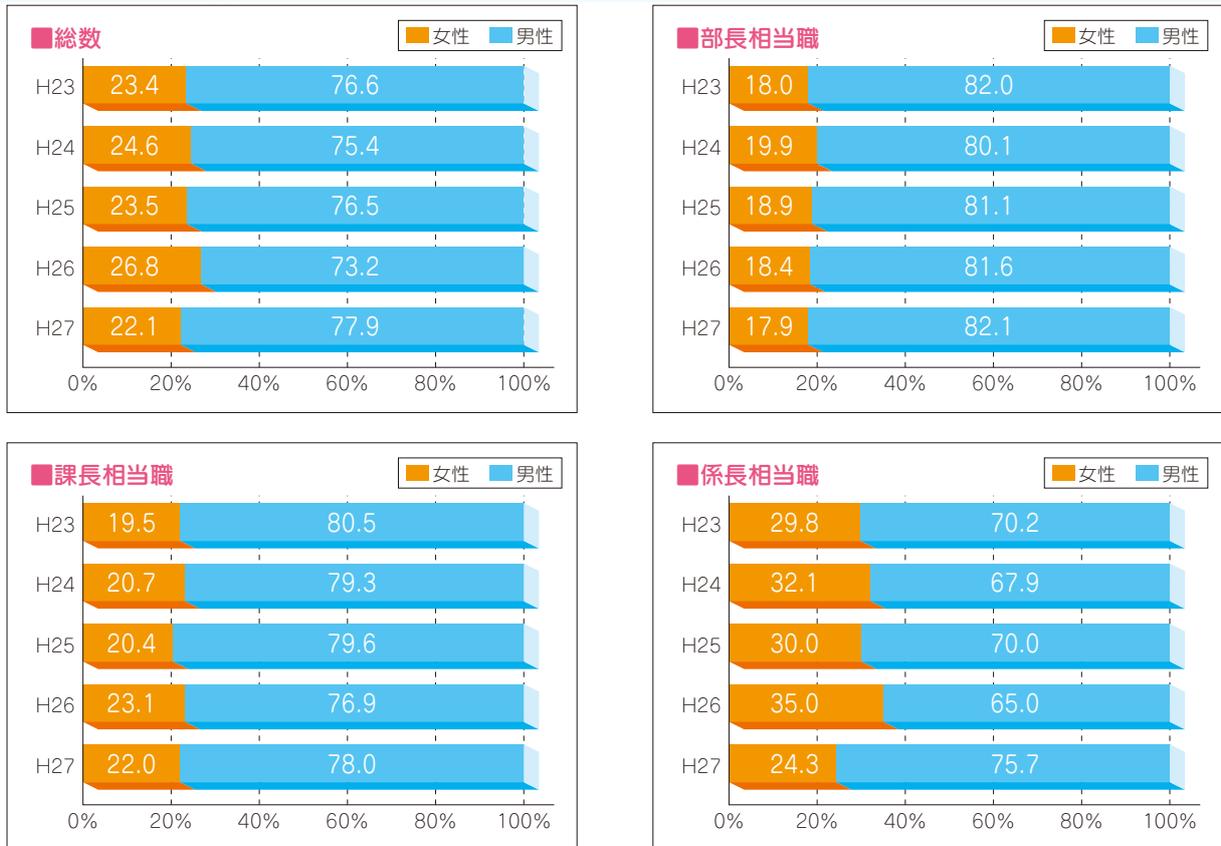
国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2015」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2015」より作成。測定可能な国数は、HDIは188か国、GGIは145か国。

このため、国では、「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること」を目標に女性の参画拡大を進めており、その加速化と見える化を推進するため、平成27年9月には「女性活躍推進法」を公布・施行しました。

本県においても、これらの動きを女性の社会参画加速化の絶好の機会と捉え、適材適所の登用に留意しつつ、積極的な女性の採用・登用を進める必要があります。

女性は人口の半分、労働力人口の4割を占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っていますが、その意思決定の場における女性の活躍は十分とは言えません（図表3）。男性中心になりがちな政治、地方自治体の政策並びに企業等の経営における意思決定の場に、多様な意見を反映させる観点から女性が参画することは重要です。

【図表3 熊本県内事業所における管理職の男女割合（職階別）】



熊本県労働雇用課「労働条件等実態調査」

また、これまで、子育て、介護、防災・防犯活動や環境美化等の地域活動は専業主婦を中心とした女性の力に支えられてきましたが、自治会・町内会やPTA等における会長などの役職の多くは男性が占めています（図表4）。

【図表4 熊本県の地域活動における女性割合】

	調査時点	全体(人)	うち女性(人)	女性の割合	備考
自治会長	H23.4.1現在	4,540	107	2.4%	熊本県男女参画・協働推進課調べ
	H24.4.1現在	4,544	100	2.2%	
	H25.4.1現在	4,647	120	2.6%	
	H26.4.1現在	4,558	121	2.7%	
	H27.4.1現在	4,461	115	2.6%	
PTA会長	H23.6現在	649	47	7.2%	熊本県社会教育課調べ ※公立の小学校・中学校・高校のみ
	H24.6現在	624	33	5.3%	
	H25.6現在	606	36	5.9%	
	H26.6現在	632	44	7.0%	
	H27.6現在	589	43	7.3%	

同様に、農山漁村においても、基幹的農業従事者の5割近くを女性が占めているものの、農業協同組合理事や農業委員に占める女性は全体の8%弱であり、経営における女性の参画割合はいまだ十分ではありません。しかし、農林水産業における6次産業化の進展など、女性が参画することによる経営の多様化、高付加価値化が各地で顕著となり、女性が参画することの重要性はますます高まっています。

## 〈施策方針〉

### 1 あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大

あらゆる分野への女性の参画が求められている現状において、特に男性中心になりがちな政治、地方自治体の政策決定及び企業等の経営における意思決定の場への女性の参画を推進し、多様な意見が政治や経済の政策・方針決定に公平・公正に反映され、ともに責任を担いつつ均等に権利や利益を享受することができる社会づくりを進めます。

#### 1 政治や行政分野における意思決定への女性の参画拡大

政治分野における女性の参画の拡大は、政治に多様なニーズや意見を反映させる観点から極めて重要であるため、女性議員増加の必要性と意義について引き続き理解促進を図ります。

また、これまで県では、政策決定に大きく関与する審議会等委員への女性の登用を積極的に進めてきた結果、第3次計画策定時（平成23年3月）の33.0%に対して、平成27年3月時点では37.2%に上昇しています。

しかし、医学や司法などの専門性の高い分野における女性人材の不足などにより、目標の40%を達成できない状況が続いています。また、市町村においては、全国平均を下回っている現状にあります。

今後は、県内の女性人材を一元的に管理する女性人材バンクへの登録促進及び情報の共有を進め、委員選任に資するとともに公募委員枠の拡大にも努め、地方自治体の政策方針策定の場である審議会等委員への女性登用を働きかけていきます。

さらに、「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、本県行政職員については女性職員の積極的な登用に努めます。

また、公立学校教員に占める女性の割合はわずかに増加傾向にあるものの、小中学校における管理職登用は全国と比較し低位な状況にありますので、登用に向けて教員のモチベーションを高めるための研修や、管理職の業務の効率化などの環境整備に取り組めます。

## 2 企業における役員や管理職等への女性の積極的な登用や人材育成

消費者ニーズの多様化やグローバル化の進行に対応するため、多様な人材を活用するダイバーシティ経営は、消費の主力である女性の視点を活用した様々な商品の開発やサービスの創造など、企業に新たな収益をもたらすとともに、柔軟性や迅速性に富む、変化に強い経営体への変革を促進するものでもあります。

このような女性の活躍を経営戦略ととらえ、企業の役員や管理職の割合を30%以上とする国の目標達成に向けた取組を加速化していくためにも、加速化会議等を通じて女性の企業経営における活躍を推進するとともに、「熊本県女性経営参画塾」等を活用し人材育成に取り組みます。

## 2 就業や雇用分野における男女共同参画の推進

### 1 女性の営業、企画、研究・開発等及び生産分野への進出支援

女性の持てる能力の発揮は、企業が多様なニーズ等に対応するうえで重要な役割を担うため、女性の仕事を事務や業務支援等に限定することなく、営業や企画、研究・開発部門、さらには建設や輸送分野等への女性の積極的な参画を推進します。

また、女性が広範囲の分野での職業選択を可能とするため、理系大学等への進学促進を含めたキャリア教育等に取り組みます。

### 2 女性の積極的な採用と公平なチャレンジ機会の付与等の促進

企業等における社員の採用時点においては、固定的性別役割分担意識等により、長時間労働に対応しやすい男性を優先する企業もみられることから、男女の性差等による採用時の不利益な処遇条件の改善を図るとともに、採用後の能力に応じた公平なチャレンジ機会の付与等を促進します。

### 3 女性の活躍を推進するための一般事業主行動計画の策定支援や自主宣言の推進

女性が企業等で活躍するためには、企業等による自主的な環境整備等が不可欠であり、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や、熊本県女性の社会参画加速化戦略における自主宣言の促進を図ることにより、企業等における環境整備を進め女性の活躍を支援します。

## 4 女性の積極的な能力開発、ネットワークづくりの支援

スキルアップセミナー等の研修は男女の性差によらず受講することが大切ですが、女性は出産・育児等により受講できる機会が狭められているケースもみられることから、すべての女性が自信と誇りを持ち仕事ができるよう、さまざまな研修等を活用した人材育成を支援します。

また、異業種に従事する女性が交流する機会はさまざまな情報を得ることができ、新たな発想や能力の開発につながるため、働く女性のネットワークづくりを支援します。

## 3 農林水産業における男女共同参画の推進

### 1 農林水産分野における意思決定への女性の参画拡大

本県の主要産業である農林水産業分野において、女性は労働の担い手であるとともに、経営の担い手として重要な役割を果たしているケースも散見できるようになりましたが、地域の農林水産業の方針等に大きな影響を与える農業委員会委員並びに農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の役員等への女性の参画は進んでいない状況にあります。

農山漁村の活性化や産業の振興のためには、労働者の半数近くを占める女性が、男性の対等なパートナーとして活躍することが必要であることから、農業協同組合の理事や生産部会役員、また、森林組合や漁業協同組合の理事等に登用し、政策・方針決定の場への参画を進めます。

### 2 経営への女性の主体的参画の推進

農業、林業、水産業における経営発展を実現するため、地域の農林水産業をリードし変革を進める女性リーダーの育成を進めます。

また、女性がその能力を発揮するため、家族経営協定締結の促進や福利厚生の充実にもつながる法人化などを進め、仕事と生活の両立が可能な環境づくりを推進します。

#### ※家族経営協定とは…

農業を営む家族が、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、話し合いの上取り決めるもの。

### 3 女性の参画による6次産業の展開及び起業化支援

地域資源を活用した付加価値の高い商品、サービスの開発などによる地域活性化が求められる中、生産者には生産及び素材販売の役割だけにとどまらず、多様な視点からの付加価値の高い商品開発や、消費ニーズを見据えた新たなマーケティング展開が期待されています。

そのため、多様な視点の一つとして、消費者感覚や柔軟性に富む女性の力を生かし、生産から開発、販売までを一貫して行う6次産業化や、生産及び加工を行う起業化を推進します。

## 4 地域社会における男女共同参画の推進

### 1 女性の活動分野の拡大

民生・児童委員に占める女性の割合は60%を超えているものの、地域のリーダーである自治会長やPTA会長等における女性の割合は2%~8%と極端に少ない状況です。

地域の活動には男女ともに参画し、多方面にわたる地域課題解決のための活動を行うことが重要ですので、地域活動を担うリーダーの育成と女性の参画を推進します。

### 2 地域におけるリーダーの育成

地域活動の要となる「男女共同参画社会づくり地域リーダー」の育成、及び県内各地域に設置している「男女共同参画推進員」の活動を支援します。

## 5 柔軟で多様な働き方の支援

### 1 女性の起業支援

多様な生き方や働き方を進めるためには、起業も大きな選択肢の1つであり、新たな分野や身近なニーズに対応した起業をめざす女性を、起業家セミナー等の実施により積極的に支援します。

### 2 多様な働き方による活躍促進

企業等における時短勤務、フレックスタイムやテレワークなどの普及を図り、柔軟で多様な働き方を促進します。

重点目標2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

〈現状と課題〉

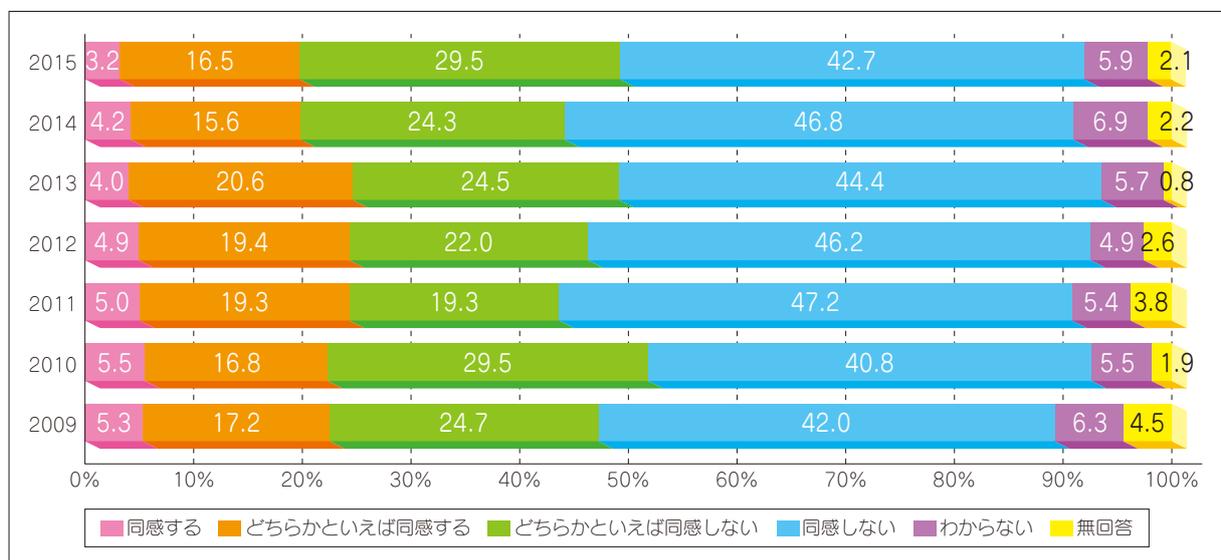
人口減少や少子高齢化などの急激な変化に対応し、男女がともに自立し、支えあう社会を実現するためには、女性の活躍を妨げているさまざまな要因を解消していく必要があります。

女性の就労に関しては第1子出産を機に約6割の女性が離職し、子育て後に再就職するに当たっても非正規雇用になる場合が多く、不安定な雇用、低賃金及び能力開発の機会が少ないなどの問題が指摘されています。

一方、夫婦がともに雇用者である共働き世帯は年々増加し、平成9年以降、男性雇用者と無業の妻からなる世帯を上回っており、「夫は仕事、妻は家庭」などの固定的な性別役割分担意識等については、わずかずつながら解消されてきているものの(図表5)、まだ根強く残っているため、子育て・家事・介護等については女性が多くを担う状態が依然として改善されていません。

【図表5 熊本県における固定的性別役割分担意識】

あなたは、「男は仕事、女は家庭」などと、性別によって職場や家庭、地域での役割を固定しようとする考え方についてどう思いますか。



熊本県企画課「県民アンケート調査」

男性の長時間労働は、子育て・家事・介護等への主体的な参画を困難にし、結果として女性が仕事と家庭を両立することをより難しくしているとともに、男性自身の仕事と生活の調和の実現も阻害する要因になっています。

この解決のためには、男女の多様性を活かした働き方への構造改革など、社会意識や行政の制度・仕組みなどの社会制度の抜本的な改革が不可欠です。

具体的には、すべての人が男女共同参画の視点に立ち、各々のライフスタイルを柔軟に選択できる社会づくりを進める「ワーク・ライフ・バランス」に対する理解の促進、さらには結婚や出産等のライフステージを意識したキャリア教育の推進も求められています。

併せて、男性の働き方への意識や職場環境の改革、女性の継続就労への支援、病児・病後児保育や障がい児保育などの多様なニーズに対応する保育体制や放課後児童クラブの充実、さらには働く意欲をそがないような社会保障制度や税制の検討なども必要です。

## 〈施策方針〉

### 1 意識改革に向けた広報・啓発の推進

#### 1 固定的性別役割分担意識の解消

平成5年に中学校、翌年高等学校において家庭科が男女共修科目となり、その教育を受けた世代は、家事や育児を行うことを「分担」ではなく「シェア（共有）」するものと考え、家のことは配偶者任せにせず2人で決め実行する傾向がみられます。教育現場における制度改革の成果は極めて大きいことから、今後とも小中高校、大学における男女共同参画教育の一層の取組を進めます。

また、関係機関と連携し様々な機会を捉えて、固定的性別役割分担意識の解消に向けた各種啓発活動を継続的に実施します。

#### 2 ワーク・ライフ・バランスの理解と促進

ワーク・ライフ・バランスの促進は、育児や介護をしながらも無理なく働き続けられる企業が増加し、男女ともに安心して働ける環境ができることにより、多様な生き方が可能となり少子化の改善にもつながります。次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(努力義務も含む)は推進の中核となるものであり、今後も引き続きその策定を支援します。

また、経済や社会、人々の価値観が大きく変化している現在、ワーク・ライフ・バランスの実現は優秀な人材の採用や、女性をはじめ多様で柔軟な視点を活かした商品の開発など、企業経営におけるメリットも大きいことから、企業にとって新たな経営戦略につながるものであることの理解を進めていきます。

#### 3 男女共同参画教育の充実とキャリア教育の推進

就職活動にあたっては、将来のライフイベントである結婚や出産を考慮した求職活動が重要であるため、体系的かつライフステージを意識したキャリア教育の充実を進めます。

## 4 メディアにおける男女共同参画の推進

行政が行う公的な広報において、女性の人権を尊重した表現の徹底に取り組むとともに、メディアにおいて、偏った性表現や暴力表現、安易に女性をアイキャッチャーとして利用することは、人権を阻害することにもつながることから、メディアに対しても人権への十分な配慮を働きかけていきます。

### 2 社会制度や慣行の見直し

現行の税制や社会保障制度の多くは、男性雇用者と無業の妻からなる世帯を家族モデルとしていますが、共働き世帯の増加など社会構造が大きく変わる中、働く人の不平等感をなくし、働きたい人が働きやすく、かつ働き甲斐のある社会保障制度や税制等が求められることから、県は国に対してこれらの改善を働きかけていきます。

### 3 男性の働き方改革

#### 1 長時間労働の見直し

長時間労働は働く人の健康を阻害するものですが、企業にとっても残業コストの上昇や生産性の低下など、経営のリスクであることを明確にし、残業が多いことをプラスとするような評価は見直しが必要であることの理解を進めていきます。

#### 2 家庭・地域への積極的参画の推進

女性が輝きあらゆる分野で活躍するには、男性が、女性に偏りがちな家事や育児及び地域活動等を分担することが重要であることから、男性の家庭や地域への積極的な参画を進めるため、男性の育児休業制度の活用や休暇取得の取組を進めます。

#### 3 男性の多様な働き方による仕事と家庭の両立支援

家事、育児及び介護等に男性が参画することができるよう、在宅勤務やテレワーク、フレックスタイムや朝型勤務を活用するなどの多様な働き方を支援します。

## 4 女性の継続就労支援

### 1 企業等における妊娠・出産・育児に伴う就業環境整備の推進

第1子出産時に退職している女性が多く見られる現状を踏まえ、女性が継続して就労できるようにするため、企業内での妊娠や出産等のライフイベントに対する理解促進や継続を可能とする職場環境の整備を推進します。

### 2 企業等が実施する復帰プログラムへの支援

女性が育児休業を取得した後、職場復帰するために必要な休暇中の企業情報の提供や復職時研修など、企業が実施する職場復帰プログラムを促進します。

### 3 ライフステージに応じた再就職・復職支援

出産・育児等により離職した女性が、育児が一段落した後にかつて在籍した企業への復職希望なども増えていることから、企業における再就職制度の整備や職場復帰セミナーの実施などにより、ライフステージに対応する再就職や復職を支援します。

## 5 子育て支援体制等の充実

### 1 保育所等における待機児童の解消

安心して仕事と子育てが両立できるよう、保育所や認定こども園における保育のほか、小規模保育や家庭的保育といった地域型保育などの多様な保育の充実に努め、地域の実情に応じた対応を行うことで保育所等利用待機児童の解消を図ります。

### 2 ニーズに応じた子育て支援の充実

ニーズに応じて、延長保育、病児・病後児保育や障がい児保育、ファミリー・サポート・センター事業など、子育て支援サービスの充実を図ります。

### 3 放課後児童クラブの拡充と質の向上

放課後児童クラブのニーズの高まりや対象児童の拡大により、同クラブの受け皿の整備を進めるとともに質の向上を図るため、放課後児童支援員等の資質の向上に努めます。

重点目標3 安全・安心な暮らしの実現

〈現状と課題〉

男女が互いの人権を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康で安心した暮らしができることは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提です。

特に、女性に対する暴力は犯罪となる可能性もある重大な人権侵害であることから、その防止と被害からの回復のための取組は、すべての人が安心して暮らせる社会づくりをめざすための重要な課題です。

また、配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害は年々増加していますが(図表6・7)、近年はSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)やインターネットなどのコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力や性犯罪など、新たな形での暴力も増加しており、これら暴力の根絶に向けた対応や、被害者救済及び自立に向けた支援や基盤整備などが必要です。

【図表6 熊本県警察本部におけるDV事案対応状況】

年	対応件数	※1 書面提出要求	裁判所からの保護命令通知					裁判所からの保護命令通知違反検挙					他法令検挙
			被害者への 接近禁止	※2 被害者の子への 接近禁止	※3 被害者の親族等 への接近禁止	※3 被害者への 電話等の禁止	退去	被害者への 接近禁止	※2 被害者の子への 接近禁止	※3 被害者の親族等 への接近禁止	※3 被害者への 電話等の禁止	退去	
H22	340	55	47	28	19	43	15	1	0	0	0	0	32
H23	291	48	41	23	23	41	10	0	0	1	0	0	34
H24	421	59	50	27	30	49	12	1	0	1	0	0	37
H25	390	51	49	26	25	48	14	1	0	0	0	0	25
H26	773	61	55	37	29	55	19	1	0	0	0	0	122

※1 警察が裁判所から「申立人が相談した際の状況等を記載した書面」の提出を求められた件数

熊本県警察本部生活安全企画課調べ

※2 改正DV防止法(H16.12.2施行)により、被害者だけでなく、「被害者の子への接近禁止命令」追加

※3 改正DV防止法(H20.1.11施行)により、「親族等への接近禁止」「電話等の禁止」追加

【図表7 熊本県警察本部におけるストーカー事案対応状況】

年	認知件数	警告	仮の命令 (※)	禁止命令	検挙件数			
					命令違反	行為罪	他法令	
H22	162	7	0	0	17	0	5	12
H23	132	6	0	1	10	0	3	7
H24	203	11	0	0	25	0	3	22
H25	220	11	0	1	18	0	3	15
H26	413	19	0	1	26	0	3	23

※緊急を要する場合に聴聞手続きを経ずに発する命令

熊本県警察本部生活安全企画課調べ

さらに、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を実現するために重要なことです。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の疾患を経験する可能性があり、生涯を通じて男女は異なる健康上の課題を抱えることに留意する必要があります。

また、非正規雇用労働者やひとり親など、経済上の困難に陥りやすい女性が増加していますので、長期的な展望に立った就労支援、貧困の連鎖を断ち切るための生活困窮世帯への教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援も求められています。

また、外国人や障がいがある人、性的指向や性同一性障がいを理由として困難を抱える人が女性であることと重なって、さらに困難な状況に置かれることは重大な問題であり十分な配慮が必要です。

なお、地震、津波や風水害等の災害において、その発生自体をコントロールすることは不可能ですが、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」のためには、予防、応急、復旧・復興等すべての局面で、女性をはじめとする多様な住民の意見を反映させることができるよう、男女共同参画の視点からの事前の備え、避難所運営及び被災者支援等を行っていくことが重要です。

## 〈施策方針〉

### 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

#### 1 DV被害者に対する支援や、 若年層へのデートDVに関する予防啓発の推進

女性に対する暴力は、男女が互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。本県では、DV相談件数及びDV事案対応件数は増加しており、依然として高い水準にあります。このため、女性相談センターなどの相談体制の充実を図るとともに、関係機関が連携協力してきめ細かな情報提供を行い、早期発見により被害の潜在化を防止し、被害者の保護から生活・就業等の自立支援まで切れ目のない支援を行います。併せて、DVの加害者への厳正な対処を徹底するとともに、カウンセリングの実施等により支援します。

また、配偶者等からの暴力は被害者だけではなく、その子どもにも悪影響を与えるものであることから学校や児童相談所等と連携し、被害児童に対する支援を推進するとともに、子どもに対する暴力や虐待を根絶するための体制整備、予防啓発に取り組みます。

さらに、デートDVを含む女性に対するあらゆる暴力の被害者も加害者も生まない

社会づくりに向け、若年層への予防啓発に取り組みます。

## 2 性暴力被害者及びストーカー等への対応の充実

性暴力被害者が躊躇せずに被害を相談することで必要な支援を受けられ、被害の潜在化を防止できるよう、県民に対して「性暴力被害者のためのサポートセンター（ゆあさいどくまもと）」や性犯罪相談電話「レディース110番」などの周知を図るとともに、支援活動にあたる職員のスキルアップ及びメンタルケアに努め、支援体制の一層の充実・強化を進めます。

また、支援に携わる関係機関・団体等が相互に連携し、被害者が再び平穏な日常生活を取り戻すための適切な支援に取り組みます。

また、ストーカー事案についても、被害者の生活の平穏を害するとともに、重大事件に発展する可能性もあることから、被害の潜在化を防止し、被害者の立場に立った迅速・的確な支援に取り組みます。

さらに、近年、インターネットを利用したリベンジポルノなどの被害が発生していることから、とりわけ若年層に対して、被害者にも加害者にもならないための教育・啓発を推進します。

## 3 ハラスメントを許さない社会づくりの推進

セクシュアルハラスメントやマタニティーハラスメント（注）など、すべてのハラスメントが重大な人権侵害であることを認識し、防止のための啓発やハラスメント相談員の設置などの取組を進めます。

また、問題が表面化しにくい非正規雇用労働者など弱い立場にある人へのハラスメントや、男性へのハラスメントに対する意識啓発や防止対策を促進することで、男女問わずすべての人が生活しやすく働きやすい環境づくりを進めます。

### （注）様々なハラスメント例

セクシュアルハラスメント	他の者を不快にさせる性的な言動
パワーハラスメント	職場での上下関係や習慣などを利用し、適正なレベルを超えた継続的な嫌がらせ
マタニティーハラスメント	女性の妊娠・出産、育児休業等を理由として不利益な取扱いを行うこと
パタニティーハラスメント	男性の育児休業や育児目的の短時間勤務等を妨げること
モラルハラスメント	主に言葉や態度による精神的な嫌がらせ
アルコールハラスメント	飲酒の強要など飲酒にまつわる嫌がらせや迷惑行為

## 2 生涯を通じた女性の健康支援

### 1 ライフステージに応じた健康の包括的な支援

男女共同参画社会の実現には、生涯にわたって心身ともに健康であることが前提ですが、男女には異なる健康上の問題があり、疾病については性差に応じた的確な受診が重要なため、継続的かつ総合的な健康の増進を支援します。

特に女性は、ライフステージ毎に心身の状況が大きく変化することから、幅広い年代に対する情報提供や各種相談、助言または指導等の体制整備を支援するとともに、就業していない女性やパートなど短時間労働を含むすべての女性が、定期的に健康診断を受けるよう啓発を進めます。

また、予防・早期発見のために、子宮頸がんや乳がん等の女性特有のがん検診の受診体制を整備し、若年層に対しては、特に子宮頸がんの知識や検診受診の重要性に関する普及啓発を行い、受診率の向上に努めます。

さらに、性感染症や望まない妊娠の予防等を含め、性に関する正しい知識の啓発を一層推進します。

### 2 妊娠・出産等に関する健康支援

女性にとって妊娠・出産は大きなライフイベントであることから、安心して安全に子どもを産み育てることができる環境が重要ですので、妊娠及び育児中の女性の心身への負担が軽減されるよう、職場や地域において、妊娠・出産・子育てを通じて、悩み相談や医療のサポートなど切れ目のない支援に取り組みます。

また、不妊治療のための相談体制や助成等の充実、さらには、治療に必要な休暇制度等の職場環境づくりを促進します。



### 3 安心して暮らせる環境整備

#### 1 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援

女性は非正規雇用やひとり親である割合が男性に比べて高く、貧困に陥りやすい状況にあります。

女性が安定して働き続けることができ、安心して生活できる環境を確保できるよう、男女共同参画の視点から、個々の課題に応じたきめ細かな相談対応を行うとともに、就労支援や家計相談支援、さらには子育て支援等の必要な支援を行い、貧困からの脱却に取り組みます。

また、親から子への貧困等の連鎖を断ち切るため、学校・地域における子どもへの教育支援を行い、次世代を担う子ども・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう支援します。

#### 2 子どもに対する男女共同参画社会づくりの推進

すべての人が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくりを進めるうえで、低年齢からの意識づくりが重要であることから、小学校、中学校、高等学校とその年代に応じた教育が必要です。

また、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、DVの加害者、被害者にならないための若年層からのDV未然防止教育の実施、児童ポルノや子どもに対する虐待を根絶するための体制整備や予防、啓発等の取組を推進します。

さらに、自ら考え生命や人権を尊重した行動がとれるよう発達段階に応じた適切な教育や、エイズをはじめとする性感染症の拡大を防止するための正しい知識の普及啓発に取り組みます。

#### 3 高齢者、障がい者、外国人及び性的指向や性同一性障がいを理由として困難を抱える人々が、安心して暮らせる男女共同参画社会づくりの推進

高齢化が進展する中で、特に高齢期の女性の貧困が社会問題となってきたことから、訪問活動や介護を行う人材を育成するとともに、高齢者自身が自立して充実した生活を送れるよう、就労や地域への参画、健康づくりなどの支援に取り組みます。

また、高齢期に達する以前から男女共同参画の視点に立った取組を進め、あらゆる人が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の整備を進めます。

さらに、外国人や障がい者、性的少数者であるなどの困難を抱える女性等が、個人としての尊厳を保ち生活を営むことができる社会づくりに取り組み、差別等を受ける

ことがないよう社会の理解を進め、誰もが安心して暮らせる環境整備を推進します。

## 4 女性視点を反映した地域の防災力向上

### 1 防災分野における女性の参画拡大

過去の災害において、授乳室や更衣室の必要性や女性用品の供給等、男女のニーズの違い等に配慮が不足するなど、災害時の課題が顕在化したことを踏まえ、さまざまな意思決定過程で女性をはじめとする多様な意見が反映され、男女共同参画の視点を活かした防災・復興を円滑に進める基盤づくりを進めます。特に、市町村防災会議や消防団への女性の登用、地域の防災を担う女性リーダーなどの育成を支援し、防災・復興の意思決定の場への女性の参画を促進することで、男女双方の視点を反映した防災体制の整備を推進します。



## 重点目標4 推進体制の充実・連携強化

### 〈現状と課題〉

男女共同参画を進めていくためには、県、市町村、企業及び県民等が一体となった取組が必要であり、本県では国の動きと連動しながら、関係機関・団体等が連携した推進体制づくりに努めていますが、今後さらに連携を強化していく必要があります。

また、地域の特性を活かした男女共同参画社会づくりを地域主導で推進するため、住民に一番身近で重要な役割を果たす市町村と県が連携体制を強化して、各種施策に取り組む必要があります。

さらに、男女共同参画は国際的な連携を取りつつ進める課題であることから、国際的な動きにも目を配り、国の施策と連携を図っていく必要があります。

### 〈施策方針〉

#### 1 県・市町村の推進体制の強化、国との連携

##### 1 県における推進体制づくり

年次報告書の作成等により、本県における男女共同参画社会の形成の状況、施策の実施状況を明らかにするとともに、男女共同参画審議会や知事を会長とし庁内関係部長により構成される男女共同参画社会推進会議等で協議しながら、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ効果的に推進します。

##### 2 県職員・教職員等の意識啓発

各職場で行う研修において、男女共同参画に関する内容を積極的に取り上げ県職員の意識をさらに高めます。

また、教育現場においては、男女共同参画を推進する教育に積極的に取り組むよう、中堅教員（10年経験等）研修、管理職研修のほか校内研修を有効に活用し、学校教職員の意識を高めます。

##### 3 市町村における推進体制

男女共同参画に地域主導で取り組む体制を整備するため、すべての市町村が策定している男女参画基本計画について、進捗管理及び改定への取組を支援するとともに、先進的な取組事例の情報の共有や市町村職員に対する意識啓発を行い、地域における男女共同参画をさらに推進します。

## 4 国との連携

国における「女性活躍推進法」の策定や施策の充実を踏まえ、国関係機関との連携、国が実施する施策の活用等を推進します。

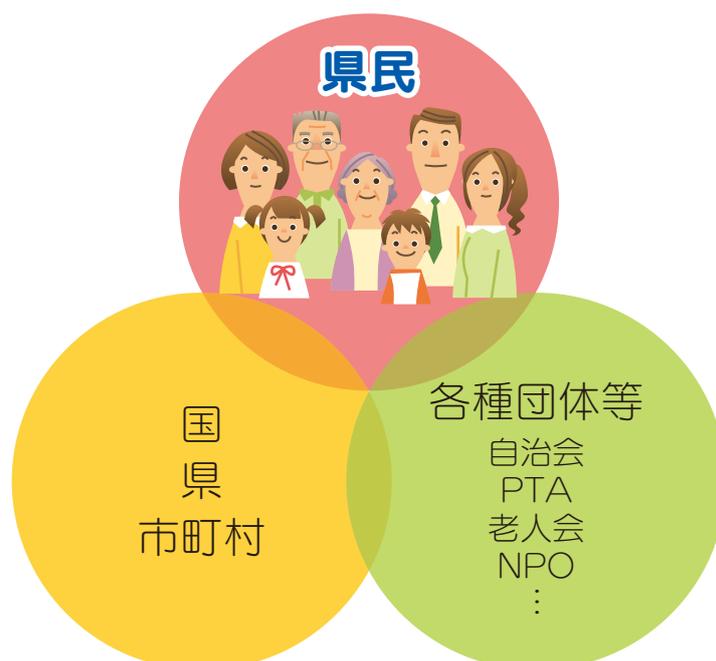
### 2 県民、各種団体等との連携

男女共同参画を推進する団体や県民との更なる協働を図るとともに、経済界などとの連携により設置した「熊本県女性の社会参画加速化会議」などの取組を通じて、男女共同参画社会づくりを進めます。



### 3 国際的な協調及び貢献

男女共同参画は国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的な動きを踏まえて情報を収集し、県民に広く発信するよう努めるとともに、国際的な協調及び貢献に向け、国施策との連携を推進します。



## 第6章

# 男女共同参画計画に掲げる指標 (成果目標及び参考指標)



第4次計画を実行性のあるものとするため、重点目標毎に成果目標を設定し、参考指標とともに計画の進捗管理を行います。

※成果目標とは、それぞれの分野における具体的施策を総合的に実施することにより、5年後の目標達成をめざす水準であり、参考指標とは、県が男女共同参画を推進するに当たって、推移をフォローアップする各種データです。

成果目標 【参考指標】		現 況	H32年度目標	
<b>1 あらゆる分野における女性の活躍推進</b>				
県の審議会等における女性委員の登用率		37.2%	40%	
市町村の審議会等委員に占める女性の割合		21.8%	30%	
県知事部局における役付職員（係長級以上） 全体に占める女性役付職員の割合		18.9%	24.6%	
市町村における女性役付職員（係長級以上）の 割合		24.8%	30%	
教職員における管理職（校長、 副校長及び教頭）に占める 女性の割合	小学校	13.9%	全国平均を めざす ※(参考) H27平均	21.0%
	中学校	5.0%		7.4%
	高校等	12.6%	15%	
県内事業所における管理職（係長相当職以上） に占める女性の割合		22.1%	30%	
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に 取り組む県内事業所の割合		36.3%	45%	
女性の社会参画加速化自主宣言または女性活躍推進法に基 づく一般事業主行動計画策定を行った事業所・団体等の数		24事業所・団体等	300事業所・団体等	
女性経営参画塾修了生による 女性ネットワークへの参加者		55人	100人	

成果目標【参考指標】		現況		H32年度目標	
農業協同組合理事に占める女性の割合		8.0%		15%	
女性委員が登用されていない農業委員会数		11組織		0	
家族経営協定締結農家数		3,570戸		4,200戸(注1)	
女性認定農業者数（単独申請＋夫婦共同申請）		1,155人		1,500人(注1)	
1人当たり販売金額100万円以上の女性起業（加工、直売）数の割合		43%		45%(注1)	
自治会長に占める女性の割合		2.6%		5%	
公立小・中・高等学校PTA会長に占める女性の割合		7.5%		15%	
男女共同参画社会づくり地域リーダー研修修了生のうち地域で活動している人の割合※研修後5年以内の人を対象とする		69%		85%	
参 考	地方議会における女性議員の割合	県議会議員	6.3%(H27.5現在)		—
		市議会議員	8.5%(H27.5現在)		
		町村議会議員	6.1%(H27.5現在)		
	県の新規採用職員に占める女性の割合（知事部局）		42.3%		—
	県内事業所の正社員における所定内賃金の男女格差指数		75.9%		—
	男女別平均勤続年数の男女差	男性	12.4年	（男女差） 3.2年	—
		女性	9.2年		
	熊本県における女性の労働力率		50.5%(H22:15位)		— (H36:5位)
	農業委員に占める女性委員の割合		8.1%		—
森林組合理事に占める女性の割合		1.1%		—	

成果目標【参考指標】		現 況	H32年度目標	
<b>2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革</b>				
固定的性別役割分担意識に同感しない 県民の割合		72.2%	80%	
「男女共同参画社会」という用語の認知度		56.5%	100%	
男女共同参画を校内研修の テーマに採用した学校 (公立小・中・高校)の割合	小中学校	90.9% (熊本市含む 85.8%)	95%	
	高 校	89.1%	100%	
県内事業所における男性の育児休業取得率		2.0%	13%	
保育所等利用待機児童数		553人	0人	
病児・病後児保育事業実施市町村数		31市町村	42市町村(注2)	
ファミリー・サポート・センター実施市町村数		27市町村	31市町村	
放課後児童クラブ実施市町村数		41市町村	42市町村(注3)	
参 考	熊本県における男女の地位の平等感で 「男性が優遇されている」と感じる人の割合	61.5%	—	
	県内事業所における ワーク・ライフ・バランスの認知度	48.5%	—	
	熊本県における 大学等進学率	男性	41.6%	—
		女性	49.9%	—
	年間総実労働時間数（一般労働者）		1,860時間	—
	県内事業所における年次有給休暇取得率		41.3%	—
	次世代認定マーク（くるみん）取得企業 （団体）数		21企業(団体)	—
<b>3 安全・安心な暮らしの実現</b>				
DVの認知度（内容まで知っている人の割合）		67.1%	100%	

成果目標【参考指標】		現況	H32年度目標
全高等学校、特別支援学校及び高等専門学校におけるDV未然防止教育事業実施校の割合		80.0% (84/105校)	100%
乳がん・子宮頸がん検診受診率	乳がん検診	(H25)49.2%	50%(注4)
	子宮頸がん検診	(H25)46.0%	
妊娠満11週以内の妊娠届出率		(H26)92.0%	100%
消防団員における女性の割合		2.2%	5%
参 考	配偶者からDV被害を受けたことのある女性の割合	21.6%	—
	DV防止法に基づく一時保護件数	(H26)64件	—
	熊本県内の主な相談窓口におけるDV相談件数	(H26)4,591件	—
	国（熊本労働局）及び県の相談窓口におけるセクシュアル・ハラスメント相談件数	(H26)315件	—
	人工妊娠中絶実施率 (15～49歳の女子人口千対)	(H26)10.0%	—
	女性のケア事業における相談件数	(H26)505件	—
	母子家庭等就業・自立支援センターの支援による就業者数	19人	—
	障がい者の法定雇用率を達成している民間企業の割合	56.3%	—
<b>4 推進体制の充実と連携強化</b>			
男女共同参画計画の進捗管理を行っている市町村の割合		47.7%	100%
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率		—	市町村 70%

(注1) H31年度目標。H32年度以降は熊本県食料・農業・農村計画及び農山漁村男女共同参画推進プランに合わせ設定。

(注2) H32年度目標に掲げていない3町村はニーズが少ないことから、今後必要に応じて検討をすすめる。

(注3) H32年度目標に掲げていない3町村は代替となる事業を実施予定。

(注4) H29年度目標。H31年度以降はがん対策推進計画及び健康増進計画に合わせ設定。



## 1 男女共同参画社会づくりに向けた施策一覧

施策の基本方向	具体的な取組
<b>〈重点目標〉 ① あらゆる分野における女性の活躍推進</b>	
<p>1 あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>政治分野への女性議員の増加の必要性と意義の理解の促進</b> ・ 男女共同参画団体等と連携した普及啓発活動の実施</li> <li>● <b>各種審議会等への女性委員の登用促進</b> ・ 県所管の審議会への女性委員の積極的な登用と管理体制の強化 ・ 女性人材情報の提供や会議等を通じた市町村所管審議会への女性委員の登用支援 ・ 審議会委員候補の女性人材の情報の一元的な管理と提供</li> <li>● <b>女性行政職員の育成と登用</b> ・ 女性の職員採用試験受験希望者の増加に向けた取組の拡充 ・ 女性職員のラインポストへの登用や職域の拡大</li> <li>● <b>女性教職員の育成等による管理職登用</b> ・ 管理職への意欲や資質を持つ女性教職員の積極的な登用</li> <li>● <b>ダイバーシティ経営への理解促進</b> ・ トップセミナー等の各種セミナーによる理解の促進</li> <li>● <b>女性の社会参画加速化会議や経済団体と連携した女性の登用</b> ・ 企業等における自主宣言等による取組の推進</li> <li>● <b>女性経営参画塾等を通じた女性人材の育成</b> ・ 経営に参画する女性人材の育成</li> </ul>
<p>2 就業や雇用分野における男女共同参画の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>キャリア教育を通じた女性の多様な分野への進出</b> ・ 女子学生へのキャリア教育の充実</li> <li>● <b>採用や公平なチャレンジ機会の付与の促進</b> ・ 企業トップセミナーの開催 ・ 自主宣言の登録促進や事業者表彰等による企業への啓発</li> <li>● <b>女性の能力開発の支援</b> ・ 女性のキャリアアップセミナーや研修等の実施</li> <li>● <b>働く女性のネットワークづくりの支援</b> ・ 女性経営参画塾の修了生等によるネットワークづくり</li> </ul>

施策の基本方向	具体的な取組
<p>3 農林水産業における男女共同参画の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>農林水産業における女性の意思決定への参画</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員会の業務遂行及び農業委員会組織の活性化等に向けた女性委員の参画</li> <li>・ 農協、漁協、森林組合等の団体への女性役員の登用</li> </ul> </li> <li>● <b>経営への女性の主体的な参画</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農家における家族経営協定の促進</li> <li>・ 農業の新規就労支援のための夫婦での普及指導協力員の委嘱</li> <li>・ 夫婦で営む漁家等を対象とした経営診断や経営指導</li> <li>・ 林業への女性参画のための支援</li> </ul> </li> <li>● <b>女性の参画による多様な6次産業の展開や起業支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産加工や農業生産についての技術支援及び経営内容の高度化支援</li> <li>・ 「くまもとふるさと食の名人」の認定促進と食の技のビジネス展開支援</li> </ul> </li> </ul>
<p>4 地域社会における男女共同参画の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>地域の女性リーダーの活躍</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会長への女性の参画拡大に向けた市町村への働きかけ</li> <li>・ PTA会長への女性の参画拡大</li> </ul> </li> <li>● <b>男女共同参画や地域づくりのリーダー育成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域づくりやまちづくりリーダーの育成</li> <li>・ 男女共同参画社会づくり地域リーダーの育成と男女共同参画推進員の活動の活性化</li> </ul> </li> </ul>
<p>5 柔軟で多様な働き方の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>女性の起業の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起業に向けた基礎セミナーの開催</li> <li>・ 趣味や特技を生かしたプチ起業セミナーの実施</li> <li>・ 経営、経理等の専門家によるアドバイス</li> </ul> </li> <li>● <b>多様な働き方の支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フレックスタイム、テレワーク、短時間労働等のさまざまな働き方の普及の支援</li> </ul> </li> </ul>
<p>〈重点目標〉 ② 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革</p>	
<p>1 意識改革に向けた広報・啓発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>男女共同参画の実現のための意識啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画ガイドブック、ホームページ、広報誌、情報ライブラリー、男女共同参画週間、講演会や研修等を活用した総合的で多角的な普及啓発活動の実施</li> </ul> </li> <li>● <b>男女共同参画教育の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭教育への積極的な情報提供</li> <li>・ 学校教育における教材、指導方法の工夫</li> <li>・ 学校教育向け学習資料（本・ビデオ）の作成</li> </ul> </li> </ul>

施策の基本方向	具体的な取組
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>メディアにおける男女共同参画の推進</b></li> <li>・ 公的広報に関するガイドブックの活用</li> </ul>
2 社会制度や慣行の見直し	<p>働く人の不平等感をなくし、働きたい人が働きやすく、かつ働き甲斐のある社会保障制度や税制を国へ要望</p>
3 男性の働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ワークライフバランスと長時間労働の見直し</b></li> <li>・ 企業へのコンサルタントやアドバイザーの派遣、表彰制度</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>家庭、地域への積極的参画の推進</b></li> <li>・ パパ手帳の交付やイクメン・イクボス講座などによる父親の育児参加の促進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>男性の多様な働き方の支援</b></li> <li>・ フレックスタイムやテレワーク等のさまざまな働き方による仕事と家庭の両立支援</li> </ul>
4 女性の継続就労への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>女性の就労継続への環境整備</b></li> <li>・ 妊娠や出産等のライフイベントに対する企業理解の促進</li> <li>・ 女性医師に対する就労継続・復職支援</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>女性の職場復帰のための支援</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ライフステージに応じた再就職や復職支援</b></li> </ul>
5 子育て支援体制等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>待機児童の解消</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>多様な子育て支援の充実</b></li> <li>・ ファミリー・サポート・センター（相互援助組織互助会）の設置の促進</li> <li>・ 地域における子育て拠点の支援</li> <li>・ 医療関係やシフト勤務者等に対する企業内保育所の運営支援</li> <li>・ 延長保育や病児・病後児保育等の支援</li> <li>・ 在宅障がい児童の支援</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>放課後児童クラブの拡充と多様化</b></li> </ul>
<p>〈重点目標〉 ③ 安全・安心な暮らしの実現</p>	
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>女性に対する暴力への対応</b></li> <li>・ ストーカー・DV事案等への対応</li> <li>・ アドバイザー派遣、広報、研修、未然防止教育の実施</li> </ul>

施策の基本方向	具体的な取組
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>被害者への支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性相談センターやパレアの女性相談窓口での相談や情報提供</li> <li>・ 性犯罪相談電話「レディース110番」による被害の潜在化防止</li> <li>・ ゆあさいどくまもとと関係機関との連携による支援体制の充実</li> <li>・ 性犯罪被害者の二次的被害の軽減</li> <li>・ 被害者の一時保護や就労支援、住居の提供、公営住宅への入居の優先</li> <li>・ 被害者のグループミーティングやカウンセリング及び加害者へのカウンセリングの実施</li> </ul> </li> <li>● <b>支援体制の充実・強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携体制の強化、連絡協議会の活用による支援体制の充実</li> <li>・ 性犯罪被害者から事情聴取に当たる捜査員の育成</li> <li>・ 専門家や担当者、相談員のスキルアップ</li> </ul> </li> <li>● <b>ハラスメントを許さない社会づくり【参考：県庁における取組】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員等に対するハラスメント研修の実施や相談体制の整備</li> </ul> </li> </ul>
<p>2 生涯を通じた女性の健康支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ライフステージに応じた健康支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性特有のがんや健康問題に関する相談及び検診の受診促進</li> <li>・ 性感染症対策や望まない妊娠の予防などを含む発達段階に応じた性教育</li> </ul> </li> <li>● <b>妊娠・出産等に関する健康支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周産期医療体制の充実による切れ目のないサポートや不妊相談</li> </ul> </li> </ul>
<p>3 安心して暮らせる環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ひとり親家庭への支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひとり親家庭の自立支援のための相談対応、子育て・生活支援、手当支給や貸付制度</li> <li>・ ひとり親家庭への医療費一部補助</li> <li>・ 教育訓練給付金や就業訓練促進給付金等の交付</li> <li>・ 子どもへの教育支援</li> </ul> </li> <li>● <b>経済的な理由による貧困家庭への支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的に困窮した世帯の自立に向けた相談や就労等の支援</li> <li>・ 経済的な理由により学習機会を得られない子どもに対する学習援助</li> </ul> </li> <li>● <b>県民の人権意識の高揚</b></li> <li>● <b>相談体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童に関する相談窓口や福祉事務所への相談員の配置</li> <li>・ 外国人のための国際相談窓口</li> </ul> </li> </ul>

施策の基本方向	具体的な取組
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>みんなが安心して暮らせる環境整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童ポルノの取締り</li> <li>・ 有害図書 の指定</li> <li>・ 小児医療救急体制の充実</li> <li>・ 地域生活における障がい者の支援</li> <li>・ 健康増進事業や生活習慣病への対策</li> <li>・ 女性が安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会づくり</li> </ul> </li> <li>● <b>高齢者の自立及び介護等への支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の自立支援や健康増進、生きがいづくり</li> <li>・ 高齢者の就職支援</li> <li>・ 高齢者の介護予防事業への支援</li> <li>・ 介護施設等の整備</li> </ul> </li> </ul>
<p>4 女性視点を反映した 地域の防災力向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>女性の視点での防災の計画策定や対応の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女双方の視点に立った地域防災体制の充実</li> </ul> </li> </ul>
<p>〈重点目標〉 4 推進体制の充実と連携強化</p>	
<p>1 県・市町村の推進体制の 強化、国との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内会議の開催や年次報告書の作成</li> <li>・ 地域連絡会議の開催</li> <li>・ 職員・教職員等の意識啓発</li> </ul>
<p>2 県民、各種団体等との 連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊本県女性の社会参画加速化会議の開催</li> </ul>
<p>3 国際的な協調及び貢献</p>	

## 2 男女共同参画社会づくりの国内外の動き

年	熊本県	日本	国連	
1945年 (昭和20年)		* 婦人参政権確立	* 国際連合誕生	
1946年 (昭和21年)		* 婦人参政初の総選挙	* 婦人の地位向上委員会設置	
1975年 (昭和50年)		* 婦人問題企画推進本部設置 * 婦人問題企画推進会議開催	* 国際婦人年 (目標:平等、発展、平和) * 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) * 「世界行動計画」採択	
1976年 (昭和51年)		* 「民法等の一部を改正する法律」(離婚復氏制度)施行 * 「女子教育職員、看護婦、保母等の育児休業に関する法律」施行	国連 婦人 の 十 年	
1977年 (昭和52年)		* 「国内行動計画」策定 * 「国立婦人教育会館」設置		
1979年 (昭和54年)				* 国連第34回総会 「女性差別撤廃条約」採択
1980年 (昭和55年)	* 県議会が国に対し「婦人の権利を確立するための意見書」提出 * 「県婦人問題行政推進会議」設置			* 「国連婦人の十年」中間世界会議(コペンハーゲン) * 「国連婦人十年後半期行動プログラム」採択
1981年 (昭和56年)	* 「県婦人問題懇話会」設置	* 「国内行動計画後期重点目標」策定 * 配偶者の相続分アップを内容とする改正民法施行		* ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約」採択
1982年 (昭和57年)	* 啓発誌 「くまもとの婦人」創刊			
1983年 (昭和58年)	* 「県婦人問題基本計画」策定 * 「婦人問題シンポジウム」開催 * 県婦人海外派遣事業「婦人のつばさ」実施			

年	熊本県	日 本	国 連
1984年 (昭和59年)		*アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催	国連婦人の十年
1985年 (昭和60年)	*国連婦人の十年最終記念事業「くまもと婦人フォーラム」開催	*父母両系主義の立場をとる改正国籍法施行 *男女雇用機会均等法の公布 *女子差別撤廃条約の批准 *生活保護基準額の男女差解消 *女性の年金権の確立（国民年金法の改正）	
1986年 (昭和61年)	*「女性のための実施計画書」策定	*婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡充 *婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987年 (昭和62年)	*人材リストバンク事業（H元改称：人材バンク事業）	*「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定	
1988年 (昭和63年)	*「県婦人問題懇話会」が女性の登用等について知事へ提言 *県民生活総室に「婦人対策室」を設置		
1989年 (平成元年)	*女性地域リーダー育成事業実施		
1990年 (平成2年)			*国連婦人の地位委員会拡大会期 *国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991年 (平成3年)		*「育児休業法」の成立（平成4年施行）	
1993年 (平成5年)		*「パートタイム労働法」の成立・施行 *中学校で家庭科が男女必修になる	
1994年 (平成6年)	*男女共同参画社会形成のための総合的指針「ハーモニープランくまもと」を策定 *男女共生ネットワーク事業実施	*男女共同参画室、男女共同参画審議会（政令）、男女共同参画推進本部設置 *高校で家庭科が男女必修になる	

年	熊本県	日 本	国 連
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「県農山漁村女性ビジョン」策定</li> <li>* 熊本県男女共同参画社会推進懇話会設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「育児休業法の改正（介護休業制度の法制化）」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 第4回世界女性会議：平等、開発、平和のための行動（北京）</li> <li>* 「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「男女共同参画2000年プラン」策定</li> <li>* 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足</li> </ul>	
1997年 (平成9年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 男女共同参画社会を目指す高校生向けガイドブックを作成・配付（以後毎年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 男女共同参画審議会設置（法律）</li> <li>* 「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>* 「介護保険法」公布</li> </ul>	
1998年 (平成10年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 啓発誌「ならんで」創刊</li> </ul>		
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 女性副知事就任</li> <li>* 県庁各所属セクシュアル・ハラメント相談員を配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「男女共同参画社会基本法」成立・施行</li> <li>* 「食料・農業・農村基本法」公布、施行</li> </ul>	
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「熊本県男女共同参画白書」発行</li> <li>* 全国で二人目、民間出身で初の女性知事就任</li> <li>* 「熊本県総合計画」が策定され、男女共同参画システムづくりが挑戦プロジェクトに盛り込まれる</li> <li>* 県職員の職場での旧姓使用を認める</li> <li>* 「女性総合相談室」開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）</li> </ul>
2001年 (平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」策定</li> <li>* 「熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン」策定</li> <li>* 「くまもと子ども未来プラン」策定</li> <li>* 内閣府と共催で「男女共同参画フォーラム」開催</li> <li>* 「審議会等委員への女性の登用推進に関する要項」策定</li> <li>* 「熊本県男女共同参画推進条例」制定</li> <li>* 「男女共同参画審議会」委員の公募を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」設置</li> <li>* 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行</li> <li>* 第1回「男女共同参画週間」</li> <li>* 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定</li> </ul>	

年	熊本県	日 本	国 連
2002年 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「熊本県男女共同参画推進条例」施行（4月1日）</li> <li>* くまもと県民交流館「パレア」内に「男女共同参画センター」開設（4月1日）</li> <li>* 「熊本県男女共同参画審議会」設置</li> <li>* 「男女共同参画社会づくりに関する県の施策に対する苦情処理制度」開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置</li> </ul>	
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「男女共同参画推進事業者表彰」事業スタート</li> <li>* 「女性知事リレーフォーラム in くまもと」開催（8月1日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>* 「少子化社会対策基本法」公布、施行</li> <li>* 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議</li> <li>* 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行</li> </ul>	
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定（12月）</li> <li>* 「DV未然防止教育事業」開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定</li> <li>* 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）</li> </ul>
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」改定（3月）</li> <li>* 世界女性スポーツ会議開催（5月）</li> <li>* 熊本県農山漁村男女共同参画プランIIを策定（10月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>* 「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>* 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催</li> <li>* 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定</li> </ul>	
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 男女共同参画学習資料（中学生用）を作成・配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>* 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正</li> <li>* 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ</li> <li>* 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定（12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定</li> <li>* 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出</li> </ul>	

年	熊本県	日 本	国 連
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>*男女共同参画シンボルマーク決定</li> <li>*「育児・介護休業法」改正</li> <li>*女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議</li> </ul>	
2010年 (平成22年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>*APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合</li> <li>*第8回男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)会合</li> <li>*仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> <li>*「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)</li> </ul>
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>*「熊本県男女共同参画計画(ハーモニープランくまもと21)」改定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>*UN Women正式発足</li> </ul>
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>*女性総合支援事業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*「[女性の活躍促進による経済活性化]行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択</li> </ul>
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>*若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言</li> <li>*「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行)</li> <li>*「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる</li> </ul>	
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>*熊本県女性の社会参画加速化会議発足(8月27日)</li> <li>*「熊本県女性経営参画塾」開始</li> <li>*熊本県女性起業支援事業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)に「女性が輝く社会」の実現」が掲げられる</li> <li>*女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo 2014)開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択</li> </ul>
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>*熊本県女性の社会参画加速化戦略策定(2月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*「女性活躍加速のための重点方針2015」策定</li> <li>*「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク))</li> <li>*第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択</li> </ul>

### 3 第4次熊本県男女共同参画計画関連用語解説

用語	解説
固定的性別 役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働力市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。
見える化	関連する情報やデータを公開することにより、各主体の気付きを促し、問題意識を高め、自ら改善する努力を促進する取組のこと。
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
フレックスタイム制度	1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度のこと。
クォーター制（割当制）	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。
積極的改善措置 （ポジティブ・アクション）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）。

用語	解説
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には「生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）」がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー／gender）」という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
エンパワーメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。
女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	昭和54年に国連総会で日本を含む130ヶ国の賛成によって採択され、昭和56年に発効。日本は昭和60年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻しているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有する者をいう。」と規定されている。
6次産業化	農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。
性的指向	性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。このような行為の多くは、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（昭和26年法律第126号）による規制の対象となる。なお、同法の規制対象は必ずしもこのような行為に限定されるものではない。

## 4 男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日法律第78号)

### 目次

前文

第1章 総則 (第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議 (第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### 〈目的〉

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### 〈定義〉

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### 〈男女の人権の尊重〉

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### 〈社会における制度又は慣行についての配慮〉

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### 〈政策等の立案及び決定への共同参画〉

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### 〈家庭生活における活動と他の活動の両立〉

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活

動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### 〈国際的協調〉

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### 〈国の責務〉

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### 〈地方公共団体の責務〉

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 〈国民の責務〉

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

### 〈法制上の措置等〉

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### 〈年次報告等〉

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参

画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の 促進に関する基本的施策

### 〈男女共同参画基本計画〉

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の

決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### 〈都道府県男女共同参画計画等〉

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 〈施策の策定等に当たっての配慮〉

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施

策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### 〈国民の理解を深めるための措置〉

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### 〈苦情の処理等〉

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

### 〈調査研究〉

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

### 〈国際的協調のための措置〉

**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 〈地方公共団体及び民間の団体に対する支援〉

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第3章 男女共同参画会議

### 〈設置〉

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

### 〈所掌事務〉

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関

係各大臣に対し、意見を述べること。

### 〈組織〉

**第23条** 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

### 〈議長〉

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

### 〈議員〉

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

### 〈議員の任期〉

**第26条** 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができ。

### 〈資料提出の要求等〉

**第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料そ

他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

### 〈政令への委任〉

**第28条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

### 〈施行期日〉

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。

### 〈男女共同参画審議会設置法の廃止〉

**第2条** 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

### 〈経過措置〉

**第3条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。

この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4

条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

## 附則（平成11年7月16日法律第102号）抄

### 〈施行期日〉

**第1条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

### 〈委員等の任期に関する経過措置〉

**第28条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- (1) から (10) まで 略
- (11) 男女共同参画審議会

### 〈別に定める経過措置〉

**第30条** 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 附則（平成11年12月22日法律第160号）抄

### 〈施行期日〉

**第1条** この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(以下略)

## 5 熊本県男女共同参画推進条例 (平成13年12月20日条例第59号)

### 目次

前文

第1章 総則 (第1条-第14条)

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策  
の推進 (第15条-第24条)

第3章 熊本県男女共同参画審議会 (第25条  
-第27条)

第4章 雑則 (第28条)

附則

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあつて、県民1人1人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制

定する。

## 第1章 総則

### 〈目的〉

**第1条** この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者（県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### 〈定義〉

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供するこ

とをいう。

### 〈男女の人権の尊重〉

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い（明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。）を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### 〈社会における制度又は慣行についての配慮〉

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### 〈政策等の立案及び決定への共同参画〉

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### 〈家庭生活における活動と他の活動の両立〉

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### 〈国際的協調〉

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

### 〈県、県民、事業者及び市町村の協働〉

**第8条** 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

### 〈県の責務〉

**第9条** 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### 〈県民の責務〉

**第10条** 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

### 〈事業者の責務〉

**第11条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業

活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

### 〈市町村との連携〉

**第12条** 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

### 〈男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止〉

**第13条** 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為

(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為

### 〈公衆に表示する情報における表現への配慮〉

**第14条** 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなけ

ればならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

### 〈男女共同参画計画の策定等〉

**第15条** 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

### 〈県民及び事業者の理解を深めるための措置〉

**第16条** 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適

切な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

### 〈職業生活と家庭生活等との両立の促進〉

- 第17条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

### 〈農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進〉

- 第18条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

### 〈県の附属機関の委員の選任における配慮等〉

- 第19条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。

- 2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

### 〈調査研究〉

- 第20条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究

を行うものとする。

### 〈推進体制の整備等〉

- 第21条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 〈拠点施設の設定〉

- 第22条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

### 〈苦情の処理等〉

- 第23条 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

- 2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第13条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。

- 3 知事は、第1項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

- 4 知事は、第2項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努める

ものとする。

### 〈年次報告〉

**第24条** 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第3章

### 熊本県男女共同参画審議会

#### 〈審議会の設置〉

**第25条** 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

**2** 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関する事項
- (2) 第23条第1項の苦情の処理に関する事項

(3) 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項

**3** 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

#### 〈組織〉

**第26条** 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

**2** 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

**3** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠

の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**4** 委員は、再任されることができる。

#### 〈専門部会〉

**第27条** 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

## 第4章 雑則

#### 〈雑則〉

**第28条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

**1** この条例は、平成14年4月1日から施行する。

**2** 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第15条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

## 6 熊本県男女共同参画審議会 第7期委員名簿

選任分野	所属・役職	氏名	備考
学識経験者	熊本学園大学社会福祉学部 教授	大江 正昭	会長
人権	弁護士、熊本県弁護士会	高山 悦子	副会長
教育	熊本県小中学校長会 (御船町立木倉小学校長)	大脇 為久	
事業者	特定非営利活動法人おーさあ	小笠原嘉祐	
男女共同参画社会をめざす団体	熊本県男女共同参画活動交流協議会副会長	嶋田 晶子	
公募	熊本県男女共同参画地域リーダー 会社員	関本 邦予	
農林水産	くまもと農業女性ネットワーク会長	堀川 厚子	
行政（労働）	熊本労働局雇用均等室長	松永 涼子	
行政（市町村）	菊陽町総務課長	吉川 義則	
公募	人材育成コンサルタント 熊本市東区まちづくり懇話会委員	吉村たか子	







熊本県